

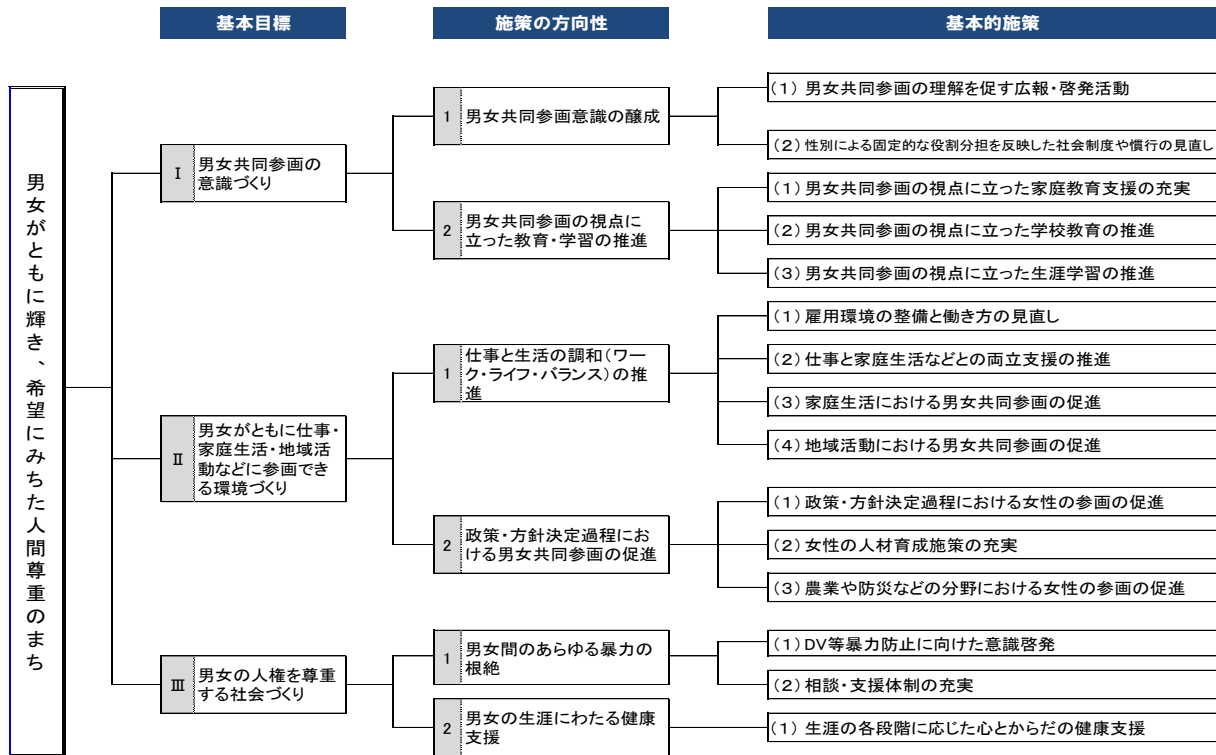
男女共同参画ふくしまプラン

平成26年度事業実施報告・平成27年度事業実施計画について（概要版）

1 男女共同参画ふくしまプランの基本的な考え方（プランP1参照）

2 男女共同参画ふくしまプランの体系

基本理念： 男女共同参画社会の実現のために、市民一人ひとりが個人として尊重され、性別による差別的取り扱いをうけることなく、自己の能力を發揮し、自立の生活を営み、男女がともに支え合う社会づくりを進めます。



3 男女共同参画ふくしまプラン平成26年度事業実施報告・平成27年度事業実施計画の作成根拠

男女共同参画ふくしまプラン平成26年度事業実施報告・平成27年度事業実施計画（以下、「単年度報告」という。）は、福島市男女共同参画推進条例第9条3項の規定に基づき、毎年作成し、広く市民に対して公表することが義務づけられています。

4 平成26年度事業実施報告

(1) 事業の評価基準、考え方

評価		評価基準（いずれかに当てはめて評価してください）		
		優先 結果が数値化できる事業 (講座・研修・調査・登用等)	結果の数値化が困難な事業	
			通年で実施する事業 (広報・啓発・相談・支援等)	短期間で実施する事業 (イベント・協議会・懇談会等)
A	事業を実施し、著しい成果があった	<8割以上の成果> ※目標値が設定されている場合は達成していること	事業内容が広く対象に周知又は利用等されており、課題や改善点がほぼない状態 (継続実施)	事業実施の結果、市及び対象者が有益な効果を得ることができ、課題や改善点がほぼない状態 (継続実施)
B	事業を実施し、成果があった	<6割以上の成果>	事業内容が概ね対象に周知又は利用等されているが、課題や改善点もある状態 (一部変更実施)	事業実施の結果、市及び対象者が一定の効果を得ることができた一方、課題や改善点もある状態 (一部変更実施)
C	事業を実施したが、あまり成果がなかった	<3割以上の成果>	事業内容が一部の対象にのみ周知又は利用等されており、なお一層の改善を要する状態 (一部変更実施)	事業実施の結果、市及び対象者が一部の効果を得るに留まり、なお一層の改善を要する状態 (一部変更実施)
D	事業を実施したが、成果がなかった	<3割未満の成果>	廃止を含め、事業の大幅な見直しを要する状態 (変更・廃止検討)	廃止を含め、事業の大幅な見直しを要する状態 (変更・廃止検討)
なし	未実施	<実施結果> 事業を実施しなかった、できなかった理由を記入してください。 <今後の課題> 次年度実施予定がある場合は、記入してください。		
勘案する項目 (複数項目で判断)		<ul style="list-style-type: none"> 目標値に対する現在値 前年度対比、伸び率 調査結果、回収率 登用率 定員に対する参加者数、応募者数 アンケート結果 他 	<ul style="list-style-type: none"> 市政だよりへ掲載・折込 市ホームページへ掲載 需要と供給のバランス 事業の予算化 他 	<ul style="list-style-type: none"> 来場者(参加者)数 開催回数 意見の聴取と事業化 他

【留意事項】

※事業評価がB評価以下の場合は、A評価に向けた「今後の課題」を必ず記入すること。

※上記、評価基準に合致しない場合でも、課題の有無や改善の余地等を総合的に勘案し、市民が疑問に思うなど評価が曖昧なものとならないよう留意すること。

※前年度実施結果との比較のみで評価はしないこと。

(2)実施事業数及び部局内評価

①実施事業数

基本目標	平成26年度	平成25年度
I 男女共同参画の意識づくり	47	45
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	79	78
III 男女の人権を尊重する社会づくり	24	24
計	150	147

※基本目標替え 1件増
新規事業 1件増

※新規事業 3件増
廃止事業 2件減

※基本目標替え 1件減
新規事業 1件増

②部局内評価

基本目標	年度	A	B	C	D	評価なし	計
I 男女共同参画の意識づくり	H26	22	25	0	0	0	47
	H25	22	21	2	0	0	45
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	H26	20	55	3	0	1	79
	H25	14	62	1	0	1	78
III 男女の人権を尊重する社会づくり	H26	6	17	1	0	0	24
	H25	5	19	0	0	0	24
計	H26	48	97	4	0	1	150
	H25	41	102	3	0	1	147

※ C評価の事業

ページ	担当課	事業名	事業内容 / 理由
P37	職員課	④ - ア	男性職員の育児休業取得促進を図る。平成25年度に引続き、平成26年度も取得者数0人であったため。
P60	農業委員会	① - エ	農業委員への女性の登用。平成27年3月31日現在、女性委員数/総数が4/42人(9.5%)であったため。
P60	危機管理室	② - ア	防災会議への女性の登用。平成27年3月31日現在、女性委員数/総数が3/53人(5.7%)であったため。
P61	男女共同参画センター	① - ア	福島市男女共同参画に関する意識調査の実施。調査対象者2,600人に対し回収率が37.9%と低かったため。

※ 評価なしとした事業

ページ	担当課	事業名	事業内容 / 理由
P42	長寿福祉課	① - ウ	高齢者向け情報紙「みんなのわ」を発行する。情報紙発行による事業効果を検証するため、平成26年度は発行を休止し、検討期間としたため。

(3) 平成25年度と比較し、評価が変わった事業(13事業)

ページ	担当課	事業名	評価(H25→H26)	事業内容 / 変更理由
P8	男女共同参画センター	③ - ア	A → B	メディアリテラシー講座の開催。前年度と比較し講座数(2→1)、受講者数(40人→8人)ともに減らず結果となったため。
P25	男女共同参画センター	② - ア	C → B	男女共同参画出前講座(男性編)の開催。積極的に広報を行った結果、平成25年度の0件から1件の増とすることができたため。
P26	男女共同参画センター	③ - ア	C → B	男女共同参画出前講座(企業編)の開催。積極的に広報を行った結果、平成25年度の0件から1件の増とすることができたため。
P34	児童福祉課	① - エ	B → A	子どもの短期入所事業。保護者の申請に基づき平成25年度4人(計18日間)を平成26年度16人(計90日間)とすることができたため。
P35	児童福祉課	① - カ	B → A	ファミリーサポート事業。積極的な広報、支援体制の整備を行った結果、平成25年度3,104人から平成26年度3,493人(389人増)の育児支援を行うことができたため。
P40	地域福祉課	① - ア	B → A	ひとり親家庭に対し医療費の助成を行う。法制度に則り過不足なく支給できたため。
P53	男女共同参画センター	② - ア	B → A	男女共同参画人材リストの整備。フイメンズ修了生14名と人材育成講座修了生5名を新たに登録、計38名とし、各審議会等に人材を紹介。平成26年度は新たに10名が登用された。
P58	男女共同参画センター	③ - ア	B → A	市政に関する意見の聴取(行政懇談会の開催)。市長とふくしま市女性団体連絡協議会会員との間で活発な意見交換が交わされる等、積極的な交流を図ることができたため。
P59	農業振興課	① - イ	A → B	女性農業者が行う起業活動等への支援協力を行う。平成25年度は3回実施した農産加工研修会が、平成26年度は0回であったため。
P60	農業委員会	① - エ	B → C	農業委員への女性の登用。平成27年3月31日現在、女性委員数/総数が4/42人(9.5%)であったため。
P60	危機管理室	② - ア	B → C	防災会議への女性の登用。平成27年3月31日現在、女性委員数/総数が3/53人(5.7%)であったため。
P65	児童福祉課	② - イ	B → A	家庭児童相談室事業。相談があった255世帯に対し、適切な助言が行われたため。
P65	男女共同参画センター 児童福祉課	② - ウ	B → A	女性相談事業。相談があった367件に対し、適切な助言が行われたため。

5 平成27年度事業実施計画

(1) 事業数

基本目標	平成27年度	平成26年度
I 男女共同参画の意識づくり	47	47
II 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり	83	79
III 男女の人権を尊重する社会づくり	23	24
計	153	150

(2) 新規事業(7事業)

ページ	担当課	事業名	事業内容
P84	商業労政課	② - ウ	子育て支援や女性の管理職登用等に積極的な企業を認証・公表し、女性が働きやすくより活躍できる職場環境づくりを進める。企業認証式と併せて講演会を開催する。
P85	商業労政課	③ - ウ	出産等により、一度仕事を離れた女性求職等に対し、就業スキルを習得する機会を設け、安定的な再就職へつなげる。
P85	商業労政課	④ - イ	女性創業者に対する支援。創業融資を受けた際の利子2年間分について全額補助を行う。
P87	子育て支援課	④ - イ	こども発達相談事業。臨床心理士等による相談を実施し、医療・療育・教育等へつなぎ、また、家庭での療育方法についての支援を図る。
P90	長寿福祉課	① - ウ	高齢者社会参加促進事業。高齢者の社会参加を促進するための事業内容及び展開方法について検討委員会を立ち上げ、検討を行う。
P90	建築住宅課	① - オ	子育て定住支援住宅の整備。安心して子育てできる住環境作りを進めるため、既存の特別市営住宅を活用し、子育て世帯向け住宅を整備する。
P99	危機管理室	② - イ	女性防火クラブ員の防災士養成。福島市女性防火クラブ員から防災士を養成することにより、女性の視点に立った防災活動ができる環境を整える。

(3) 平成27年度事業実施計画から削除(廃止)した事業(4事業)

ページ	担当課	事業名	事業内容 / 削除(廃止)の理由
P29	商業労政課	② - ウ	働く女性等に対する講演会等の開催。女性が輝くまちづくり推進事業の一環として開催した平成26年度単年度事業であったため。
P35	学校教育課	① - ク	預かり保育料の軽減。子ども子育て支援新制度の開始に伴い軽減措置を廃止したため。
P60	農政課	① - ウ	家族経営協定締結時の立会い。立会い自体は、農業分野における女性の支援と直接結びつきがないため。
P61	男女共同参画センター	① - ア	DV・デートDVについての調査の実施。5年に1度行う市民意識調査と併せて実施するため。次回実施は平成31年度を予定。

6 基本目標ごとの評価と課題、本年度の取組

(1) 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり(47事業)

A評価率 46.8%

男女共同参画意識の醸成と、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進を図るため、47事業を実施、A評価率は46.8%であった。

平成26年度においては、平成25年度C評価であった2事業(男女共同参画出前講座)をB評価とし、47事業の全てをB評価以上とすることができ、基本目標の達成に向け一歩前進した形となった。

一方で、平成26年度に市民2,600人を対象に実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、男女の地位の平等について、社会全体では「男性のほうが優遇されている」と回答した方が72.7%と最も高く、男女間の不平等を感じている市民の割合が依然として高い結果となっている。

男女共同参画意識の醸成は、全ての基本目標の達成・実現に向けた基本となることから、平成27年度においては、男女平等と人権尊重の視点に立った一層の広報・啓発に努め、意識の醸成を図ることとする。

(2) 基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり(79事業)

A評価率 25.3%

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進と、政策・方針決定過程における女性の参画促進を図るため、79事業を実施、A評価率は25.3%であった。

国同様、少子高齢化により生産年齢人口の減少が続く本市においては、仕事と生活の調和の一層の推進と、あらゆる分野における女性の参画促進により、男女がともに仕事・家庭生活・地域活動に参画できる環境をつくることが喫緊の課題である。

平成27年度においては、事業数を5つ増やし84事業を実施するものとし、子育てや介護を行う世帯への支援を充実するとともに、基本目標の実現に向けては、多様な考えや意見が市政に反映されることが重要であることから、各審議会等における女性委員登用の一層の促進を図ることとする。

また、平成26年度においてC評価となった3事業(男性職員の育児休業取得と各女性委員の登用)についても、所管課と連携し、改善に向けた取組強化を図ることとする。

(3) 基本目標Ⅲ 男女の人権を尊重する社会づくり(24事業)

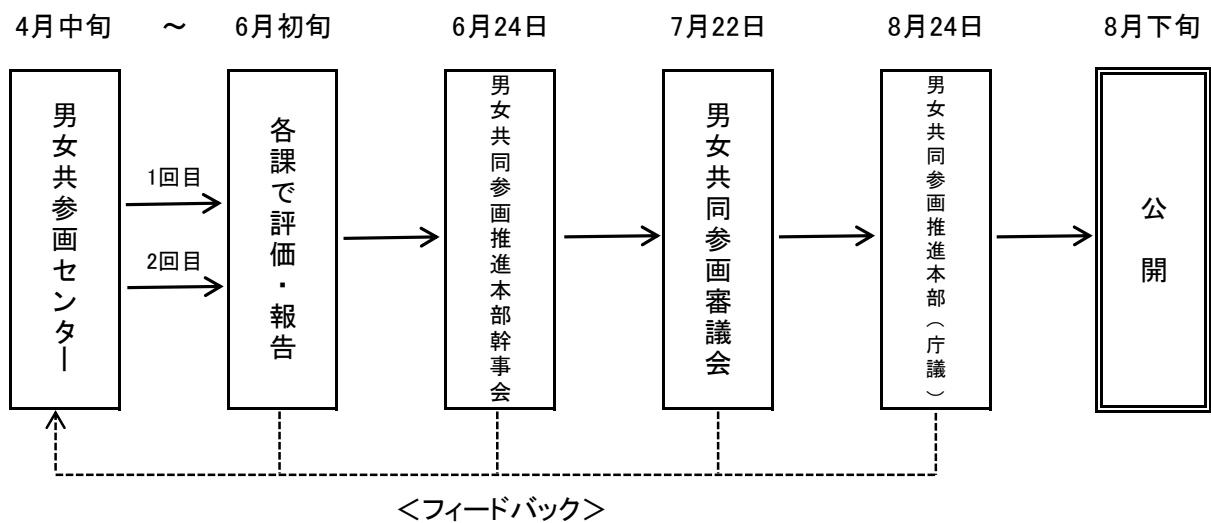
A評価率 25.0%

男女間のあらゆる暴力の根絶と男女の生涯にわたる健康支援を図るため、24事業を実施、A評価率は25.0%であった。

平成26年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、「配偶者や恋人などのパートナーからDVを受けたことがある」と回答した方の割合が19.9%であり、平成21年度調査時より2.4ポイント上昇している。

また、各種相談事業においては、相談件数が増加傾向にあり、支援体制の充実と相談内容に応じた適切な助言を行うことはもとより、DVやセクシャルハラスメント、児童・高齢者・障がい者都等に対する虐待の事前防止に向けた一層の広報・啓発等の取組が必要である。

7 公開までの流れ・スケジュール



8 参考資料

(1) 福島市男女共同参画推進条例及び設置要綱

① 福島市男女共同参画推進条例

- 第9条： 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めなければならない。
- 第9条3項： 市長は、基本計画を広く市民に公表するとともに、毎年、実施計画書及び実施状況報告書についても公表しなければならない。
- 第13条： 男女共同参画推進のため、市長の附属機関として福島市男女共同参画審議会を置く。
- 第13条3項： 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に対して意見を述べることができる。

② 福島市男女共同参画推進本部設置要綱

- 第1条： 本市における男女共同参画を総合的、効果的に推進するため、福島市男女共同参画推進本部を置く。
- 第2条3項： 本部長には市長をもって充て、副本部長には副市長をもって充てる。
- 第3条： 本部においては、次の各号に掲げる事項を協議する。
- 第2号： 男女共同参画計画の推進に関すること。
- 第4条： 本部会に幹事会を置く。
- 第5条： 幹事会は、本部長の命により、調査又は研究にあたる。
- 第5条2項： 幹事長は、前項の規定により、調査又は研究した事項について、本部長に報告しなければならない。

(2) 福島市男女共同参画推進本部構成員

① 福島市男女共同参画推進本部構成員

市長	財務部長	都市政策部長
副市長	商工観光部長	下水道部長
教育長	農政部長	教育部長
水道事業管理者	市民部長	水道局長
政策統括監	環境部長	消防長
総務部長	健康福祉部長	
政策推進部長	建設部長	

② 福島市男女共同参画推進本部幹事会構成員

総務部	総務部次長 総務課長 職員課長 男女共同参画センター所長
政策推進部	企画経営課長 広報広聴課長 危機管理室長
財務部	管財課長
商工観光部	商業労政課長
農政部	農業振興課長
市民部	生活課長
環境部	環境課長
健康福祉部	地域福祉課長 生活福祉課長 障がい福祉課長 長寿福祉課長 健康推進課長 子育て支援課長 こども育成課長
建設部	建築住宅課長
都市政策部	都市計画課長
下水道部	下水道総務課長
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長
消防本部	消防総務課長
水道局	水道総務課長

(3) 福島市男女共同参画審議会委員(任期:H27.4.1~H29.3.31)

区分	氏名	役職名	性別
有識者	山口 哲子	宇都宮文星短期大学名誉教授	女
	久納 京祐	弁護士	男
関係機関・団体	紺野 悦子	ふくしま市女性団体連絡協議会事務局長	女
	菅野 富美	福島市町内会連合会副会長	男
	竹之下 道子	庭坂小学校校長	女
	竹田 美奈子	福島市医師会会員	女
	佐藤 晋	新ふくしま農業協同組合総務部長	男
	河野 宏行	福島商工会議所事業推進部次長	男
	成田 威文	連合福島福島地区連合会副議長	男
	遠藤 潔	福島市社会福祉協議会事務局長兼総務課長	男
福島市男女共同参画人材リスト登録者	三浦 都	-	女
一般公募	八木 沼笙子	-	女